（案）

奥州市ジェンダー平等推進プラン

（第３次奥州市男女共同参画計画）

令和　　年　　月

目　　次

第１章　基本的な考え方

１　計画策定の目的　・・・

第１章　基本的な考え方

１　計画策定の目的

近年、私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しており、少子化や高齢化、人口減少、地域経済の構造変化、気候変動への対応といった多様な課題が、私たちの生活に影響を与えています。これらの課題に対処し、持続可能で活力ある地域社会を実現するためには、すべての人が互いの人権を尊重し、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず個人の能力と個性を最大限に発揮できる社会の実現が不可欠です。

奥州市では、平成 19 年に「奥州市男女共同参画推進条例」（平成 19 年奥州市条例第２号。以下「条例」という。）を制定し、翌年に「奥州市男女共同参画計画」（以下「第１次計画」という。）を策定して、５年ごとの見直しを行ってきました。また、令和５年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、奥州市でも男女共同参画の基本理念に性の多様性の尊重を組み込み、条例を一部改正して、関連施策を推進しています。

しかしながら、社会通念やしきたり等における性別にかかわる差別意識が依然として残っていることに加え、政治の場や様々な方針決定の場における女性の参画が進んでいない等、依然として多くの課題が残されています。国の女性版骨太の方針 2026 においても、固定的な性別役割分担意識の解消が、地域社会の活性化をはじめ、幅広い分野で必要であるとされており、奥州市においても一層の危機感をもって取り組んでいく必要があります。このような背景を踏まえ、このたび計画名称を「ジェンダー平等推進プラン」に改めました。

この計画は、地域の活力向上と共生社会の実現を目指し、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現に向けた指針として策定しました。策定にあたっては、国の第６次男女共同参画基本計画やいわて男女共同参画プランとの整合を図り、奥州市内外の情勢を踏まえて、これまでの取組の成果を検証するとともに、新たなニーズへの対応を盛り込みました。国の第６次男女共同参画基本計画が掲げる「男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」に沿って、本市でも多様な生き方や幸せが尊重される社会の実現を目指していきます。

２　計画の性格（位置付けと役割）

(1) 市町村男女共同参画計画としての位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第３項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものであり、本市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針とするものです。

(2) 法令及び関連計画との整合性

この計画は、平成 19 年３月に制定した条例に基づく計画です。そして、奥州市総合計画に掲げる、めざすべき都市像*「(総合計画との整合を図るため、めざすべき都市像が決まり次第記載)」*を実現するため、市の各種計画との整合を図りながら関連している取組施策を体系化し、基本的な考え方を示すものです。

(3) 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画としての位置付け

この計画における基本目標１「性別等に関わらず誰もが活躍できる社会づくり」を、女性活躍推進法第６条第２項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

(4) 配偶者暴力防止法に基づく基本計画としての位置付け

この計画における基本目標３―（２）「多様な困難を抱えた女性への支援」を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「ＤＶ防止法」という。）第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

(5) 困難女性支援法に基づく基本計画としての位置付け

この計画における基本目標３―（２）「多様な困難を抱えた女性等への支援」を、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号）第８条第３項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

この計画は、市と市民が協働で取り組み目的の達成をめざすものであり、市民はもちろんのこと、企業や各種団体等の事業主の理解と協力を求め、自主的・積極的な活動の推進を図るための指針となるものです。

３　計画の期間

この計画は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

４　基本目標

条例の基本理念に基づき、次の３つを基本目標として掲げます。

(1) 性別等に関わらず誰もが活躍できる社会づくり

(2) お互いを尊重しあう意識づくり

(3) みんなで安心して暮らせる環境づくり

奥州市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進条例

～基本理念（第３条）～

(1) 誰もが、個人としてその人権が尊重されること、性別等による差別を受けないこと及び個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 社会における制度又は慣行が全ての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び誰もが性別等による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。

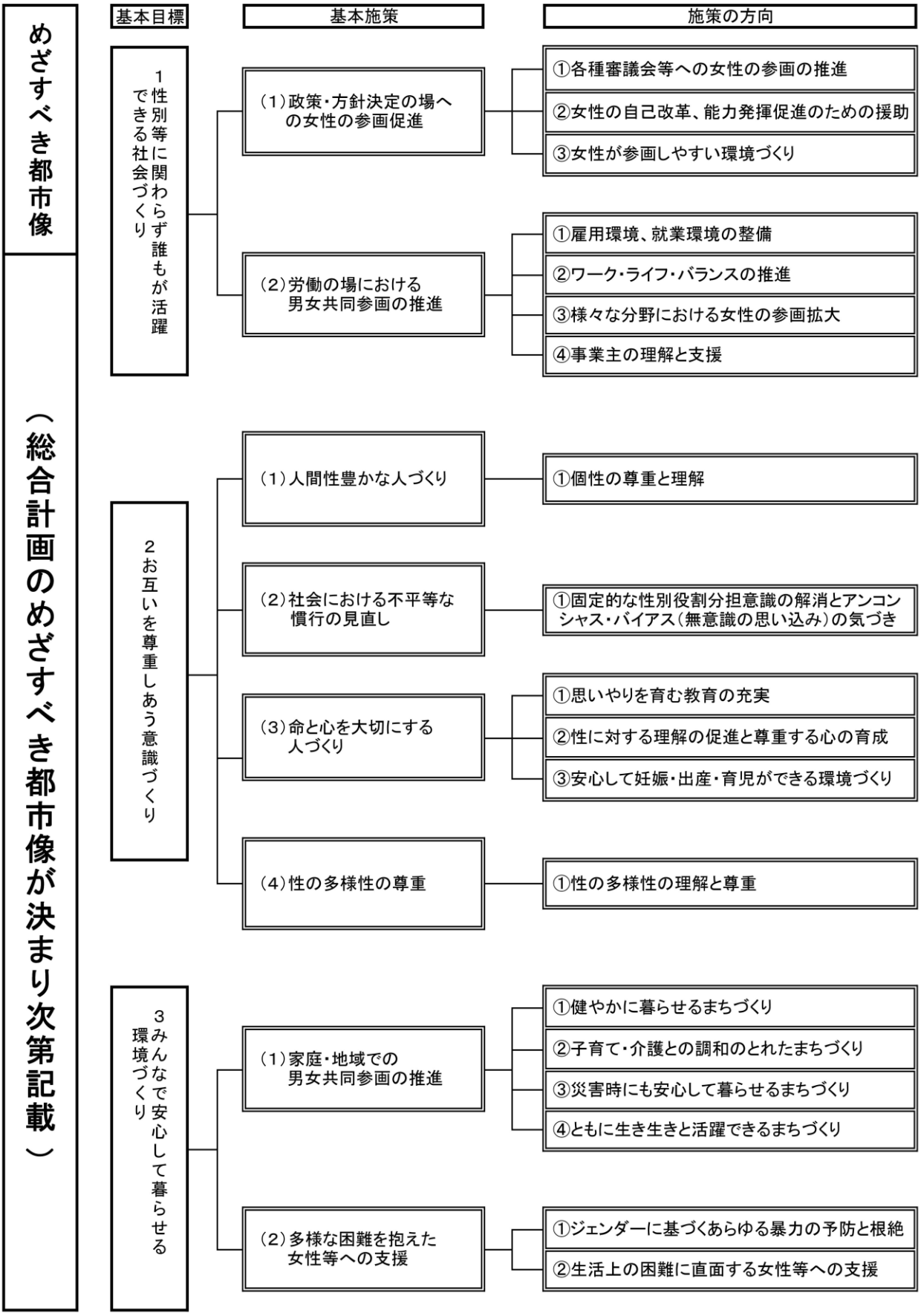
(3) 誰もが社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する誰もが、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。

(5) 男女共同参画の推進が、国際社会の取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に行われること。

(6) 誰もが互いの性について理解を深め、それぞれの意思が尊重されることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

第２章　計画の体系


めざすべき都市像
（総合計画のめざすべき都市像が決まり次第記載）
基本目標
基本施策
施策の方向
１性別等に関わらず誰もが活躍できる社会づくり
（１）政策・方針決定の場への女性の参画促進
①各種審議会等への女性の参画の推進
②女性の自己改革、能力発揮促進のための援助
③女性が参画しやすい環境づくり
（２）労働の場における男女共同参画の推進
①雇用環境、就業環境の整備
②ワーク・ライフ・バランスの推進
③様々な分野における女性の参画拡大
④事業主の理解と支援
２お互いを尊重しあう意識づくり
（１）人間性豊かな人づくり
①個性の尊重と理解
（２）社会における不平等な慣行の見直し
①固定的な性別役割分担意識の解消とアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の気づき
（３）命と心を大切にする人づくり
①思いやりを育む教育の充実
②性に対する理解の促進と尊重する心の育成
③安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり
（４）性の多様性の尊重
①性の多様性の理解と尊重
３みんなで安心して暮らせる環境づくり
（１）家庭・地域での男女共同参画の推進
①健やかに暮らせるまちづくり
②子育て・介護との調和のとれたまちづくり
③災害時にも安心して暮らせるまちづくり
④ともに生き生きと活躍できるまちづくり
（２）多様な困難を抱えた女性等への支援
①ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と根絶
②生活上の困難に直面する女性等への支援

第３章　計画の内容
基本目標１　性別等に関わらず誰もが活躍できる社会づくり

（1）政策・方針決定の場への女性の参画促進

現状と課題

男女共同参画基本法の制定以降、ジェンダー平等や共同参画に関する人々の意識に変化が見られてはいるものの、当市における政策・方針決定過程に関わる審議会等の女性委員比率は、依然として３割に満たず、中には女性委員が就任していない審議会等もあります。

調和と均衡のとれた持続可能な地域社会を築くためには、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、性的少数者も含め、多様な意見を反映させなければなりません。政策決定の場へ女性の参画を促すには、女性が自らの意志に基づいて参画しようとする意識の醸成と、参画を阻む環境の改善が必要です。

あらゆる場において、ジェンダー平等を構築していくためには、性別等に関わらず参画しやすい環境をつくる必要があることから、女性の参画と機会を確保するための理解と取組が求められています。

施策の方向

①各種審議会等への女性の参画の推進

ア　女性委員が少ない、または女性委員が就任していない審議会等について、参画を阻む環境の改善を図り、女性委員の登用に努めます。

イ　審議会等へ女性の参画が促進されるよう、社会全体の意識の高揚を図ります。

②女性の自己改革、能力発揮促進のための援助

ア　高い資格・能力を得る（キャリアアップ）、より高い技能・技術を身につける（スキルアップ）等自己研鑽の機会を設けるとともに、積極的な参加を促します。

イ　市民、企業、教育機関、その他各種団体等に対して、国や県が主催する女性リーダーの育成に関する研修会、政策に関するセミナー等の情報収集と周知に努めます。

③女性が参画しやすい環境づくり

ア　地域社会における女性の参画推進を支援します。

イ　女性参画の条件整備として、女性の経済的、身分的地位の向上に努めます。

指標

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
1	市の審議会等における女性委員の比率	%	28.9	40.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
2	女性のいない審議会の数		3	0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
3	男女のいずれか一方の委員数が委員総数の 30%未満である審議会等の割合	%	50.0	0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
4	ジェンダー平等に関する研修会やセミナーの開催回数	回	3	3	協働まちづくり部 地域づくり推進課

〇審議会等
　この計画における審議会等とは、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するという観点から、地方自治法第 202 条の３（附属機関に対する審議会等）に基づき設置される審議会等とする。

（2）労働の場における男女共同参画の推進

現状と課題

国はこれまで、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法により女性の活躍推進を、育児介護休業法、次世代育成支援対策推進法により仕事と家庭の両立支援を進めてきました。この取組により女性の就業率は着実に上昇しており、出産を機に離職する女性も減少しています。しかしながら、女性の年齢階級別正規雇用比率は 25～29 歳をピークに低下しており、この時期に働き方を変えたり、キャリアを中断したりする状況が残っていることが伺えます。女性が年齢にかかわらず自らのキャリアを継続・発展させられるよう支援し、生涯にわたって多様な働き方を選択できる環境を整えることが求められています。

家事、育児、介護は男女が共同で取り組むべきであり、女性だけでなく、男女が共に育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境となるよう、事業主への啓発も必要です。また、ひとり親世帯や共働き世帯の増加に伴い、仕事と家庭生活の両立を支える環境整備が重要となっています。長時間労働等の働き方改革に併せ、柔軟な働き方の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について社会全体で取り組むことが必要です。さらに、女性の従事が少ない分野へも挑戦できるよう、職業能力を開発するとともに、労働の場における様々な嫌がらせ（ハラスメント）を根絶することが大切です。

農林業や商工業等の自営業においては、女性が果たす役割や責任に応じて経営にも参画していくことが望まれます。様々な分野において女性が積極的に活躍し職業意識を高め、生きがいをもって仕事に取り組むことができるように、適切な役割分担により女性が参画できる環境を整備することが大切です。

施策の方向

①雇用環境、就業環境の整備

ア　雇用の場において、妊娠・出産による不利益取扱いは決して許されないということを、あらゆる機会を通じて啓発します。

イ　性別等に関わりなく平等に採用され、平等に働けるよう、男女雇用機会均等法、労働基準法、労働組合法等の労働に関する法律や、積極的改善措置等の法令や取組方法の周知を行います。

ウ　公共職業安定所や事業主等各種関係機関と連携し、新規卒業者、結婚や子育てにより離職した女性の再就職等、それぞれのライフステージに応じた就業を支援します。

エ　セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントが根絶されるよう、啓発します。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

ア　年次有給休暇の取得促進や、恒常的な時間外労働の見直しに向けた取組を支援します。

イ　新しい生活様式に合わせた、テレワークやオンラインの活用、変形労働時間制（フレックスタイム制）や短時間労働制等、柔軟かつ多様な雇用形態の普及に努めます。

ウ　育児・介護休業制度の周知徹底を図り、男性も取得しやすい環境づくりを推進します。

③様々な分野における女性の参画拡大

ア　女性が様々な分野において起業に積極的に取り組むことができるよう必要な情報提供を行います。

イ　農業での家族経営において家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、意欲を持って取り組むことができるよう、「家族経営協定」の締結を促進します。

ウ　女性がキャリア形成を実現したいと思えるような、周囲の意識改革も含めた職場の環境整備に努めるとともに、女性のキャリア意識の向上とキャリア形成のためのセミナーや研修の機会を設けるなどの支援に努め、女性の管理職登用につなげていきます。

④事業主の理解と支援

ア　事業主に対して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定とその実施を促します。

イ　仕事と家庭の両立を支援しているえるぼし、くるみん等の優良な事業主の認定及び表彰制度の普及啓発に努めます。

ウ　女性の職業生活における活躍を推進するため、関係部署と連携し、市内事業主を対象としたセミナーを開催します。

指標

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
5	ジョブカフェ奥州就職決定者数 （うち女性）	人	205 （101）	230 （115）	商工観光部 商工労政課
6	市の男性職員の育児休暇取得率	%	45.5	85.0	総務部 総務課
7	家族経営協定締結農家数　※	戸	193	205	農業委員会
8	市の管理職の女性比率	%	28.6	30.0	総務部 総務課
9	保育施設における待機児童数 （各年度10月1日現在）	人	0	0	健康こども部 保育こども園課

※家族経営協定締結農家数は、令和７年度より、申し出があった協定破棄数を差し引いた数となっている。

〇家族経営協定
　家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、意欲を持って取り組むことができるよう、経営の方針、労働報酬、休日・労働時間等について家族内で取り決めること。
〇えるぼし認定
　女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業として厚生労働大臣の認定を受けた証。
〇くるみん認定
　次世代育成支援対策推進法に基づき、一定基準を満たし、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証。

基本目標２　お互いを尊重しあう意識づくり

（1）人間性豊かな人づくり

現状と課題

日本国憲法では、性別による差別は禁じられています。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった、社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）が存在し、このことが一人ひとりの能力や個性の発揮を妨げるだけでなく、人権侵害につながるおそれもあります。

国際的には、平成 27 年９月に国連総会で持続可能な開発目標（SDGｓ）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指しています。SDGs では、ゴール５として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うこと」が掲げられており、SDGｓ全体の達成のためにも男女共同参画の実現へ向けた取組が重要となっています。

施策の方向

①個性の尊重と理解

ア　男女が尊重し合い、性別等によることなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、ジェンダー平等に関する講演会や各種講座を開催する等、市民の意識啓発を図ります。

イ　男女共同参画を推進する男女共同参画サポーターの養成を図ります。

指標

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
再掲	ジェンダー平等に関する研修会やセミナーの開催回数	回	3	3	協働まちづくり部 地域づくり推進課
10	男女共同参画サポーター（制度内容）の理解度	%	8.7 (R8 調査)	20.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
11	男女共同参画サポーター （うち男性の占める割合）	人 (%)	72 (26.4)	96(30.0)	協働まちづくり部 地域づくり推進課

○男女共同参画サポーター
　岩手県が男女共同参画の意識の向上と活動の促進を目的に開催する、男女共同参画サポーター養成講座の所定の講座を受講し、県から認定を受けた者。

（2）社会における不平等な慣行の見直し

現状と課題

男女共同参画に関する各種法律が制定され、社会全体におけるジェンダー平等への意識は徐々に広まりつつあるものの、長年にわたって根付いてきた固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、そしてそれらを背景とした慣習やしきたりは、依然として存在しています。

男女があらゆる分野に対等な構成員として参画するためには、制度の整備だけでなく、不平等な慣行について長期的視野で見直しを進め、継続的な啓発活動を通してその重要性が正しく理解されるよう広く呼びかけていく必要があります。

施策の方向

①固定的な性別役割分担意識の解消とアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の気づき

ア　固定的な性別役割分担意識の解消や性別に関わるアンコンシャス･バイアス（無意識の思い込み）の気づきを促すための啓発に取り組みます。

イ　不平等な慣行によって生じた問題の早期解決のため、各分野間の情報の共有に努めるとともに、人権擁護委員や民生委員と連携し、相談対応の充実を図ります。

ウ　男女共同参画サポーターや民間団体へ男女共同参画に関する情報を提供します。

エ　男女共同参画に係る啓発パネル展示等を通して、幅広い年代層への意識啓発に取り組みます。

オ　男女が共に子育て、介護、家事等、家族で分担・協力するように意識づくりに努めます。

カ　地域づくり団体･市民公益活動団体等が実施する男女共同参画に関する取組を支援します。

指標

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
12	男女共同参画(言葉･意味)の理解度	%	31.4 (R8 調査)	50.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
13	社会習慣の中での男女の不平等感の割合	%	68.9 (R8 調査)	50.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課

（3）命と心を大切にする人づくり

現状と課題

家庭において、育児の負担が母親に偏りがちであることが出産への不安感を抱かせる原因の一つであることから、父親が育児に対して積極的に関わるための働きかけをする等、安心して子どもを産み、育てる支援体制の構築が必要です。

また、子どもの成長において、幼児期及び義務教育期は生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、基盤がつくられる重要な時期です。次代を担う子どもたちがジェンダー平等の意識を持てるよう、人間形成の基盤となる時期の教育において、意識づくりを実践することが求められています。

男女が互いの性について理解を深め、それぞれの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。若年者の望まぬ妊娠等、性に関するさまざまな問題や、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（SOGI）の多様性についての理解や認識不足から、差別や偏見が生じており、思春期の子どもたちが「性」を人権の問題、人間の生き方にかかわる問題としてとらえることができるよう、異なる他者を受け入れる心を育てていくことが必要です。

子どもから大人まで、発達段階、ライフステージに応じた、ジェンダー平等の実現に向けた取り組みが重要です。

施策の方向

①思いやりを育む教育の充実

ア　就学前の教育・保育及び学校教育における、人権教育やジェンダー平等の視点に立った教育を総合的に推進します。

イ　人権尊重の視点に立った意識や知識を高めるため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭及び小中学校教諭向け研修会についての情報を提供します。

ウ　子どもの個性と自主性を尊重し、固定化した枠にとらわれないキャリア形成について支援します。

②性に対する理解の促進と尊重する心の育成

ア　就学前の教育・保育及び学校教育において、発達段階に応じた性に関する指導を推進するとともに、「生命（いのち）の安全教育」の充実に努めます。

イ　性の多様性の尊重及び性に関する指導を進めるため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭及び小中学校教諭向け研修会についての情報を提供します。

ウ　学校教育の中で、性に対する相談体制を充実させ、情報の提供と適切な対応に努めます。

③安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり

ア　母性の尊重についての意識の浸透を図るとともに、妊娠・出産によって女性が差別されないことを、あらゆる機会を通じて意識啓発を行います。

イ　妊婦とその家族への正しい知識の啓発と仲間づくりのためのセミナーやサロンの充実を図ります。

ウ　保健師や助産師による家庭訪問や電話相談等を行い、妊婦や家族の不安軽減と産後うつの早期発見に努めます。

エ　安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦・産婦・乳幼児の健康診査を受ける機会の確保や適正な時期に妊娠・出生の届出が行われるように、医療機関との連携を強化します。

オ　父親に対して出産・育児に関する情報提供を行い、出産・育児へ主体的に関わる当事者としての意識向上に努めます。

カ　出産時、子ども（乳幼児、小学生、中学生、高校生）、妊産婦、ひとり親家庭及び寡婦の方の医療費の一部を助成し負担軽減を図ります。

指標

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
14	「先生やまわりの人は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」の積極肯定割合　※	%	小 33 中 41	小 42 中 45	教育委員会事務局 学校教育課
15	思春期保健学習会を開催する中学校数（市内中学校数）	校	6 (7)	7 (7)	教育委員会事務局 学校教育課
16	思春期保健講話を開催する高等学校数（市内高等学校数）	校	8 (8)	8 (8)	健康こども部 健康増進課
17	３歳児健康診査時の問診において子育てが楽しいと回答した保護者の割合	%	86.8	91.0	健康こども部 健康増進課
18	３歳児健康診査時の問診においてお母さんとお父さん（パートナー）は協力し合って家事育児をしていると回答した割合	%	93.3	95.0	健康こども部 健康増進課

※　出典：県学調児童生徒質問紙調査

○生命（いのち）の安全教育

性犯罪・性暴力根絶を目指し、幼児期から高校・大学までの各発達段階に応じた教材と指導手引きを用いて、「生命を大切にする」「加害者・被害者・傍観者にならない」意識を育むため国が進めている教育施策。

（4）性の多様性の尊重

現状と課題

社会的背景により性的少数者の存在はある程度認知されてきているものの、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（SOGI）についての理解や認識不足から差別や偏見が生じており、生きづらさを抱えながら生活を送っている人がいます。奥州市では令和６年度に男女共同参画推進条例を「男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進条例」に改正し、多様なパートナーシップの関係にある人々が暮らしやすい社会を目指し、令和７年度にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しました。

全ての人の「その人らしさ」が尊重される社会の構築のため、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（SOGI）の多様性についての正しい理解を社会に浸透させていく必要があります。

施策の方向

①性の多様性の理解と尊重

ア　性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）や、その関係者に対する相談体制の充実を図ります。

イ　性的指向及びジェンダーアイデンティティ（SOGI）の多様性についての理解促進を図るための普及啓発を行います。

ウ　市の各種様式の内容、窓口や電話での対応について、性の多様性をふまえたものにするための取組を進めます。

エ　多様なパートナーシップの関係にある人々が暮らしやすい社会を目指し、奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知を図ります。

指標

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
再掲	ジェンダー平等に関する研修会やセミナーの開催回数	回	3	3	協働まちづくり部 地域づくり推進課
19	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の理解度	%	53.0 （R8 調査）	65.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
20	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度	%	15.3 （R8 調査）	30.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課

〇性的指向
　恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向
〇ジェンダーアイデンティティ
　自己の属する性別についての認識に関する同一性の有無又は程度に係る意識
〇SOGI
　性的指向（Sexual Orientation）とジェンダーアイデンティティ（Gender Identity）の頭文字をとった略称。
〇パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
　性別やSOGIにかかわりなく、お互いが日常生活において継続的に協力し合うことを約束したパートナーであることを市が証明する制度。

基本目標３　みんなで安心して暮らせる環境づくり

（1）家庭・地域での男女共同参画の推進

現状と課題

「人生100年時代」と言われる現代において、生涯にわたり心身ともに健やかで自分らしい生活を続けられることが、男女共同参画社会の形成の前提となります。男女はそれぞれ異なる時期に、異なる健康課題に直面することを相互に理解し、一人ひとりが健康の大切さを自覚するとともに、積極的に健康の保持増進に努めることが大切です。

また、少子化や高齢化、核家族化の進行、単身世帯の増加といった社会的背景に伴い、家事・育児・介護のあり方が変容し、結果としてダブルケアや仕事と介護の両立といった複合的な困窮が顕在化しており、包括的な支援体制の構築が急務となっています。

災害時には、平常時における社会の課題が顕著に現れます。このため、平常時から、防災に関する政策・方針の決定過程に男女がバランスよく参画することが重要です。さらに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、被災時の性別によるニーズの違い、性的マイノリティ（LGBT等）の視点によるニーズの違いにも配慮し、多様な視点を反映した防災対策を推進する必要があります。

施策の方向

①健やかに暮らせるまちづくり

ア　市民一人ひとりが健康づくりに関心を持つよう、健康教育、健康相談、普及啓発事業等の実施に努めます。

イ　若い男女が早い段階から性に対する正しい知識を得ることで、将来のライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合えるようプレコンセプションケアの取り組みを行います。

ウ　各種検診事業等の受診率の向上を図り、予防対策を推進します。

エ　医師会、歯科医師会、薬剤師会、公立病院・診療所、福祉・介護事業者等との連携体制の構築、強化をめざします。

②子育て・介護との調和のとれたまちづくり

ア　教育・保育施設、家庭、地域等との連携を密にし、子育てに悩む方々への相談・指導・情報提供等を行い、妊婦や子育てにかかわるすべての人が安心できる環境の整備・充実に向け、総合的な子育て支援を推進します。

イ　働き方やライフスタイルが多様化する中、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実に努めます。
ウ　病児保育、育児の相互援助活動を行うファミリーサポートセンター、放課後児童クラブ等、子育て支援サービスの整備充実を図ります。
エ　子育て支援サービスに関する情報の発信に努めます。
オ　介護支援体制の充実を図り、介護の不安を軽減します。
カ　社会的孤立、8050問題、ダブルケア等、複合的な生活課題を抱える世帯の把握につとめ、各種支援につなげていきます。

③災害時にも安心して暮らせるまちづくり
ア　防災会議における女性委員の比率を高めます。
イ　女性消防団員の増員を促進するとともに、十分に活躍できるよう環境づくりに努めます。
ウ　防災士資格の取得を推進するとともに、特に女性防災士の育成に努めます。
エ　性別等によるニーズの違いなど、多様な視点を反映した防災対策を推進します。

④ともに生き生きと活躍できるまちづくり
ア　誰もが生き生きと活躍できるよう、市民活動を積極的に支援します。
イ　地域づくりに関するセミナー等の開催を通じて、地域コミュニティ団体間の連携や交流を促進し、女性を含む多様な人材の育成に取り組みます。

指標

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
21	子宮がん検診受診率　※	%	15.1	20.0	健康こども部 健康増進課
再掲	保育施設における待機児童数 （各年度10月1日現在）	人	0	0	健康こども部 保育こども園課
22	ファミリーサポート事業登録会員数のうち提供会員数	人	275	290	健康こども部 こども家庭課
23	特別養護老人ホームへ入所申し込みをしている在宅待機者のうち、早急に入所が必要な待機者数	人	114	0	福祉部 長寿社会課
24	防災会議における女性委員の比率	%	14.6	20.0	市民環境部 危機管理課

※市内に住所を有する20歳以上の女性のうち、市の健診を受検した者の割合。職場等で受検した場合は反映されない。

○8050問題
　80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題。
○ダブルケア
　子育てと介護を同時に担うことで、一人にかかる負担や経済的負担が大きくなるなどの問題がある。

（２）多様な困難を抱えた女性等への支援

現状と課題

ジェンダーに基づく暴力には、性犯罪・性暴力・パートナー等からの暴力・ストーカー行為、職場におけるハラスメント等様々な形態があり、ＳＮＳ等を含むインターネットを利用した性暴力の被害は一層多様化しています。ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）による家庭内における被害は、問題として取り上げることへの羞恥心や抵抗感が強いことから表面化しない傾向があり、このことが日常生活・社会生活を円滑に営む上での困難な課題となるケースがあります。こうした暴力と犯罪を防ぐ環境づくりや、相談窓口・支援体制の整備等、実効性のある対策が求められています。

また、暴力問題に関連して生活困窮や障がいなど、様々な観点から課題が浮き上がりますが、一つの窓口でこれらの問題は解決しないことも少なくありません。そのため、様々な機関と連携・協力をして、当事者中心の包括的でより適切な支援に結び付ける重層的な支援体制や、一人一人のニーズに応じ、性別等にかかわらず支援を必要としている方を見つける等のきめ細やかな支援が求められています。

さらに、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高いこと等を背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあり、特にもひとり親世帯の貧困率が高いことは全国的な問題となっています。ひとり親世帯が安心して自立した生活を送ることができる環境を整備するための包括的な取組が必要とされています。

施策の方向

①ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と根絶

ア　ＤＶや性犯罪等の予防と根絶にむけて、性差別や暴力防止に関する啓発や教育を行います。

イ　相談窓口の周知や相談を促す広報・啓発を行います。

ウ　ＤＶ被害者の保護や自立に向けた支援を行います。

エ　ＳＮＳ等を通じた暴力被害の防止を図ります。

②生活上の困難に直面する女性等への支援

ア　ひとり親世帯等支援を要する家庭が将来的に自立した子育てをしていけるよう、支援体制の充実を図ります。

イ　児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費助成制度、母子家庭等自立支援教育訓練給付金等の周知により、生活の安定を支援します。

ウ　各種相談窓口の周知や相談を促す広報・啓発を行います。

指標

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
25	ＤＶに関する理解度	%	80.6 （R8 調査）	87.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
再掲	ジェンダー平等に関する研修会やセミナーの開催回数	回	3	3	協働まちづくり部 地域づくり推進課
26	ひとり親家庭の自立（児童扶養手当全額支給の割合）	%	38.97	30.00	健康こども部 こども家庭課

○ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

配偶者・パートナー・恋人等、心の距離が近い、親密な関係にある相手から振るわれる暴力で、次のような形がある。

精神的暴力…脅す・大声でののしる、何を言っても無視する等

経済的暴力…生活費を渡さない・使わせない、収入を取り上げる等

身体的暴力…殴る・蹴る、身体を拘束する等

性的暴力…性的行為を強要する、避妊に協力しない等

社会的暴力…メール・電話をチェックする、行動を監視する、親・兄弟姉妹・友人との付き合いを制限する等

子どもを利用した暴力…子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせる、子どもに合わせない

第４章　計画の推進体制

計画の推進体制

この計画を総合的・効果的に推進していくためには、市と市民、事業者等地域社会が一体となり協働で取り組むことが大切です。

また、男女共同参画施策は広範多岐にわたるため、国や県、関係機関との連携を図り、情報提供や協力を得ながら計画を推進していきます。

１　推進体制の整備

この計画を推進していくためには、総合的な施策展開ができるよう推進体制の整備が必要です。

そのため、条例に基づき、「奥州市男女共同参画推進委員会」を設置し、男女共同参画の推進に関する重要事項について意見を求めます。

また、奥州市男女共同参画推進本部設置要綱（平成 18 年奥州市告示第 149 号）に基づき、「奥州市男女共同参画推進本部」を組織し、庁内各課との連携を図りながら施策の企画立案、事業の実施等全庁的に取り組むとともに、市民と職員で組織するワーキングチームを置き、基本計画の策定及び推進に必要な調査、企画、資料の作成を行います。

２　市民との協働

男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが問題意識を持ち、その解決に向け身近なところから実践していくことが大切であることから、市は、各種講座の開催や広報、パンフレット等の活用により、男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成を図るとともに、市民と市が協働で各種事業を実施できるように努めます。

また、市民は男女共同参画社会の実現に向けて関心を持ち、各種講座等の事業に積極的に参加し、課題解決に向けた実践を行うとともに、建設的な意見や要望を関係機関に伝え、施策の充実を図るための活動を行うこととします。

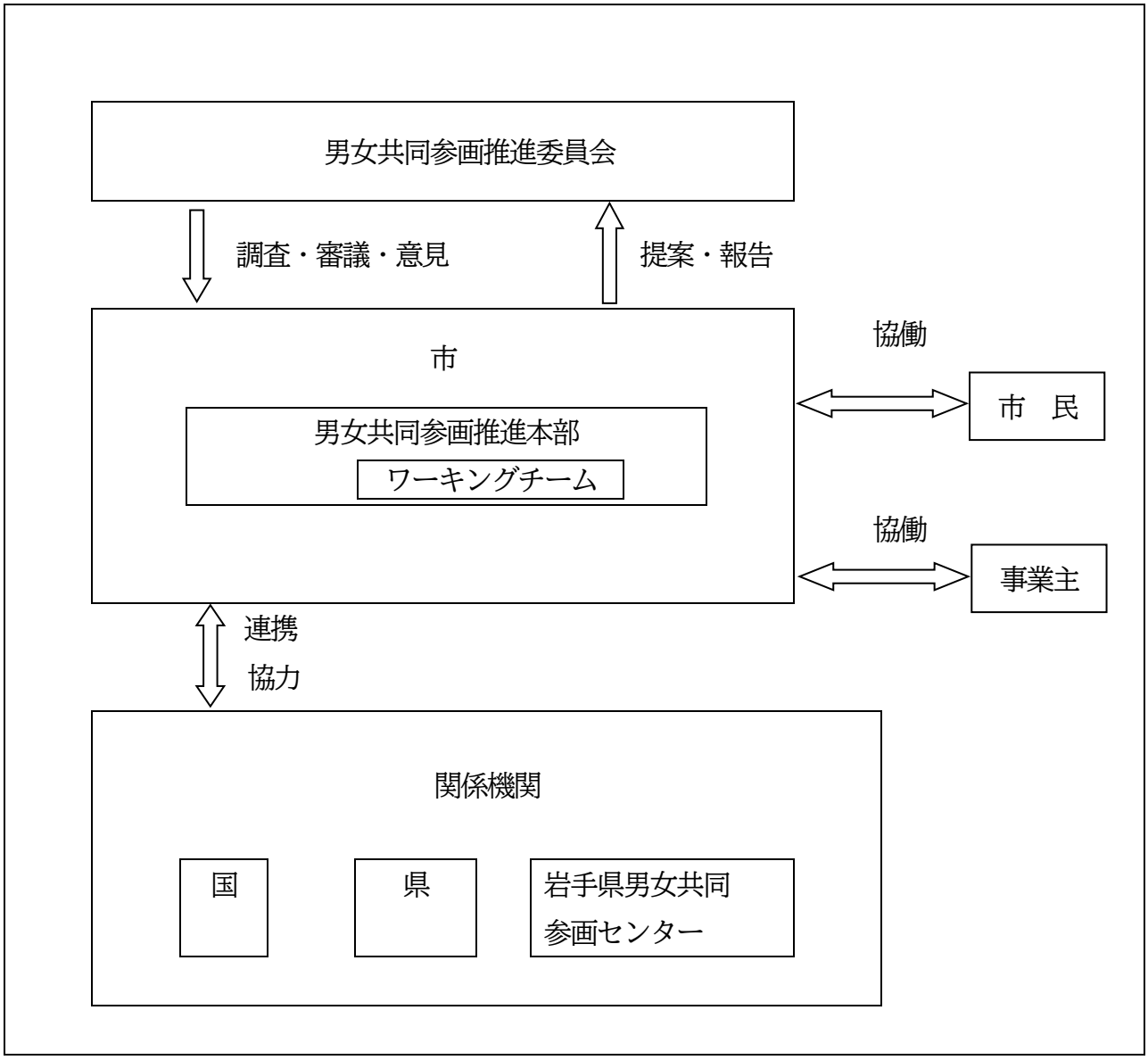
３　事業主との連携

事業主には、意識啓発のための各種講座の開催やパンフレット等の資料を配布し、男女共同参画社会の実現に向けた取組に対する理解と協力を求め、自主的、積極的な活動を働きかけていきます。

４　関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて一体となった取組ができるよう、国や県、関係機関との連携を図り、情報提供や協力を得ながら計画を推進していきます。

【計画の推進体制】


男女共同参画推進委員会
調査・審議・意見
提案・報告
市
男女共同参画推進本部
ワーキングチーム
協働
市　民
協働
事業主
連携
協力
関係機関
国
県
岩手県男女共同
参画センター

指標一覧（再掲）

基本目標1　性別等に関わらず誰もが活躍できる社会づくり

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
1	市の審議会等における女性委員の比率	%	28.9	40.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
2	女性のいない審議会の数		3	0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
3	男女のいずれか一方の委員数が委員総数の 30%未満である審議会等の割合	%	50.0	0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
4	ジェンダー平等に関する研修会やセミナーの開催回数	回	3	3	協働まちづくり部 地域づくり推進課
5	ジョブカフェ奥州就職決定者数 （うち女性）	人	205 (101)	230 (115)	商工観光部 商工労政課
6	市の男性職員の育児休暇取得率	%	45.5	85.0	総務部 総務課
7	家族経営協定締結農家数	戸	193	205	農業委員会
8	市の管理職の女性比率	%	28.6	30.0	総務部 総務課
9	保育施設における待機児童数 （各年度 10 月 1 日現在）	人	0	0	健康こども部 保育こども園課

基本目標２　お互いを尊重しあう意識づくり

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
再掲	ジェンダー平等に関する研修会やセミナーの開催回数	回	3	3	協働まちづくり部 地域づくり推進課
10	男女共同参画サポーター（制度内容）の理解度	%	8.7 （R8 調査）	20.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
11	男女共同参画サポーター （うち男性の占める割合）	人 (%)	72 (26.4)	96（30.0）	協働まちづくり部 地域づくり推進課
12	男女共同参画（言葉・意味）の理解度	%	31.4 （R8 調査）	50.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
13	社会習慣の中での男女の不平等感の割合	%	68.9 （R8 調査）	50.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
14	「先生やまわりの人は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」の積極肯定割合	%	小 33 中 41	小 42 中 45	教育委員会事務局 学校教育課
15	思春期保健学習会を開催する中学校数（市内中学校数）	校	6 (7)	7 (7)	教育委員会事務局 学校教育課
16	思春期保健講話を開催する高等学校数（市内高等学校数）	校	8 (8)	8 (8)	健康こども部 健康増進課
17	３歳児健康診査時の問診において子育てが楽しいと回答した保護者の割合	%	86.8	91.0	健康こども部 健康増進課
18	３歳児健康診査時の問診においてお母さんとお父さん（パートナー）は協力し合って家事育児をしていると回答した割合	%	93.3	95.0	健康こども部 健康増進課
再掲	ジェンダー平等に関する研修会やセミナーの開催回数	回	3	3	協働まちづくり部 地域づくり推進課
19	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の理解度	%	53.0 （R8 調査）	65.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
20	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度	%	15.3 （R8 調査）	30.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課

基本目標３　みんなで安心して暮らせる環境づくり

No.	指標名	単位	R7 年度 実績	R13 年度 目標	担当課
21	子宮がん検診受診率	%	15.1	20.0	健康こども部 健康増進課
再掲	保育施設における待機児童数 （各年度 10 月 1 日現在）	人	0	0	健康こども部 保育こども園課
22	ファミリーサポート事業登録会員数のうち提供会員数	人	275	290	健康こども部 こども家庭課
23	特別養護老人ホームへ入所申し込みをしている在宅待機者のうち、早急に入所が必要な待機者数	人	114	0	福祉部 長寿社会課
24	防災会議における女性委員の比率	%	14.6	20.0	市民環境部 危機管理課
25	ＤＶに関する理解度	%	80.6 （R8 調査）	87.0	協働まちづくり部 地域づくり推進課
再掲	ジェンダー平等に関する研修会やセミナーの開催回数	回	3	3	協働まちづくり部 地域づくり推進課
26	ひとり親家庭の自立 （児童扶養手当全額支給の割合）	%	38.97	30.00	健康こども部 こども家庭課